

年 月 日

初芝橋本中学校高等学校
学 校 長 様

証明書等発行願【在校生用】

学籍番号			
中 ・ 高	第	学年	組 番
生徒氏名			
生年月日	年	月	日 生
保護者氏名			印

下記の通り発行願います。

	発行数	使用目的・提出先等	発行No.	契 印
在学証明書	通	使用目的 : ----- 提出先 :		
学割証明書	通	行先 : ----- 使用目的 :		
生徒証再発行		理由 :		
スクールバス利用証再発行 (南海りんかんバスを除く)		理由 :		
卒業見込証明書	通	使用目的 : ----- 提出先 :		
成績証明書	通	使用目的 : ----- 提出先 :		
その他 ()	通			

※ 太枠内漏れなくご記入ください。

※ 「学割証明書」は遊興目的(卒業旅行など)での発行はできません。【裏面参照】

※ 退寮時、通学区間等の変更があり、新しい生徒証が必要な場合は、「届出事項等変更届」を提出してください。

事務長	担任	事務室

学校学生生徒旅客運賃割引証の取扱について

学生・生徒に対する旅客運賃割引の制度は、修学に伴う父兄の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与する目的をもつて、日本国有鉄道の負担において実施されているものでありますが、学生・生徒の一部には、これを不正に使用したり、制度の趣旨に反して乱用したりする者があることは、まことに遺憾であります。

ついては、各学校における発行または各都道府県における交付に際しては、今後、別紙の「取扱要領」により、使用目的の適正化、使用枚数の規制および不正使用の防止をはかりたいと存じますので、格別の御配慮をお願いします。

別紙

学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領

1 使用目的の範囲について

学校学生生徒旅客運賃割引証(以下「学割証」という。)は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であるから、その発行は、原則としてつぎの目的をもつて旅行をする必要があると認められる場合に限ること。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職または進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行